

VAT における金融サービス課税

～非課税化の問題とその対応策～

政策調査部 主任研究員 鈴木 将覚*

▶要 旨

1. 各国で導入されている VAT(Value-Added Tax：付加価値税) では、技術的な理由から、通常、金融サービスが非課税とされている。しかし、非課税取引には仕入税額控除が適用されないため、非課税取引が流通の途中段階で行われると税の累積が生じる等の問題がある。
2. 金融サービスのうち、課税が難しいのは銀行の預貸スプレッド等に表される（形式的な）マージンである。このマージンは、リスクプレミアムと銀行の付加価値に分けられるが、このうち VAT の課税対象になるのは銀行の付加価値のみであり、金融サービスに通常の VAT を課すためには両者を分解しなければならない。また、銀行の付加価値を個別取引ベースに分解する必要もある。こうした作業は技術的に困難である。
3. TCA(Tax Calculation Account)付キャッシュフロー税(R+F(real and financial transactions)ベース) を用いれば、マージンに課税することができる。しかし、欧州の実験からは TCA 付キャッシュフロー税では金融機関に多大な実務コストがかかることが知られている。実務コストを軽減する方法としては、①企業向け金融サービスに対するゼロ税率と家計向け金融サービスに対するキャッシュフロー税の組み合わせや②修正リバースチャージ法が考えられる。これらの方法は、金融サービスに対する完全課税を実現する一方で、運営コストが大きく軽減されるという点で優れている。
4. 日本では、現在消費税率が低いため、そもそも金融サービス非課税化の弊害があまり問題視されていない。しかし、将来消費税率の引き上げによって金融サービスの非課税化の弊害がより大きくなっていくことを考えれば、金融サービス課税に対する将来を見据えた検討が必要であると思われる。

*E-Mail : masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp

《目次》

1. はじめに	39
2. VATにおける非課税化の問題点	40
(1) VATの課税方式	40
(2) 非課税化とゼロ税率	41
(3) 金融サービスの非課税化の弊害	43
3. 金融サービスに対する課税	44
(1) 金融サービスに課税すべきか	44
(2) 手数料とマージンの代替性	47
(3) 金融サービスへの課税が難しい理由	47
4. キャッシュフロー税とは何か	49
(1) 基本的なキャッシュフロー税	49
(2) キャッシュフロー税の利点と欠点	50
(3) TCA付キャッシュフロー税	51
5. その他の金融サービス課税案	53
(1) ゼロ税率	53
(2) 金融機関に対する補償税	54
(3) 修正リバースチャージ法	55
6. おわりに	58

1. はじめに

VAT(Value-Added Tax)は、消費を課税ベースとした優れた税制として、世界の130カ国以上で導入されている。売上高に課税するだけの取引高税とは異なり、VATでは仕入にかかる税額が各段階で控除されるため、税の累積(tax cascading, tax on tax)が生じない。また、欧州のVATのように、インボイスを媒介として仕入にかかる税額が控除される方式(クレジットインボイス方式)では、販売企業の発行するインボイスに税額が記載されることによって、税が製品価格に転嫁されていく自己管理的な性格を持っている。こうした利点が評価され、VATは世界的な広がりを見せている。日本でも、消費税が将来の社会保障財源の中心的役割を担うものとして期待されている。

しかし、VATにも欠点がある。その1つが、金融サービスに対する課税が難しいことである。金融サービスとは、具体的には預金・貸出を行う銀行業務やクレジットカード業務、証券の購入・売却・発行に伴う仲介サービス、生命保険・損害保険、アドバイザー業務・データ加工等の金融サービスに付随する業務等を指す。これら広範にわたる金融サービスのうち、手数料の形をとる付加価値に対しては通常のVATを適用することができるものの、預貸スプレッドなどマージンの形をとる付加価値に対しては、そのままVATを適用することができない。このため、現状では欧州でも日本でも、マージンのようなインプリシットな金融サービスの対価は、付加価値税のなかで非課税とされている¹⁾。

こうした金融サービスに対する非課税化は、

財・サービスに対する一律課税というVATの考え方と整合的ではなく、また生産・流通段階における仕入税額控除の鎖(chain)が崩れることで税の累積が生じるという問題がある。VATでは、非課税品目については仕入税額控除が認められていないため、金融機関は仕入のうち課税売上割合を乗じた分(一括比例配分方式の場合)しか控除することができない。銀行の課税売上割合は1~2割(全国銀行協会資料)と考えられ、仕入税額控除を用いることができないことから生じる税の累積分は、金融サービス価格の上昇として家計や非金融企業に転嫁されるか、または金融機関が負担している。これは、各経済主体が必要以上の税を負担し、金融機関や非金融企業については国際的な競争力が低下することを意味する。

また、金融サービスの非課税化は、金融機関がサービスを出来るだけ外注ではなく自前で供給するインセンティブを生む。金融機関がサービスを外注すると仕入税額控除が使えない分だけ税の累積が生じる。このため、金融機関は同じ付加価値のサービスを提供するのであれば、自前の中間投入を増やそうとする。VATにおける金融サービスの非課税化は、こうして企業行動を歪めてしまう。

日本では、金融サービスの非課税化の弊害は、現在のところ消費税率が5%と低いこともあってあまり認識されていないが、現在VAT税率が15~25%に達している欧州諸国では早くから金融サービス非課税化の弊害が認識され、これまで多くの議論が展開されてきた。日本でも社会保障費の増大等から、将来消費税率が引き上げられていくことは必至であり、消費税における金融サービス非課税化の弊害は今後拡大して

1) 日本の消費税では、「預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」が非課税取引とされており、具体的には預貯金や貸付金の利子、信用保証料、合同運用信託や公社債投資信託の信託報酬、保険料、保険料に類する共済掛金等が非課税とされている(詳細は、消費税法別表第一)。

いくことが予想される。

本稿では、こうした問題意識から VAT における金融サービス課税の問題とそれへの対応策を検討する。以下では、まず次節において VAT 下で金融サービスが非課税化されることによる税の累積の問題を明らかにする。第3節では、金融サービスに通常の VAT を課すことが技術的に困難であることをみる。第4節では、VAT と統合的な金融サービス課税としてキャッシュフロー税を取り上げ、その長所と短所を考える。最後に、第5節ではキャッシュフロー税以外の金融サービス課税案として、金融サービスに対するゼロ税率、金融機関への補償税の適用、修正リバースチャージ法を検討する。

2. VAT における非課税化の問題点

(1) VAT の課税方式

VAT における金融サービス課税のあり方を検討する前に、まず VAT の税額計算とその特徴を確認しよう。

通常 VAT と言えば、EU 型のクレジットインボイス方式の付加価値税を指すことが多い。VAT は、資本財購入を全て控除するためその課税ベースは消費であり、税は最終的に消費者に転嫁される。クレジットインボイス方式の VAT では、取引時に販売企業が売上にかかる税額の記載されたインボイス（請求書）を発行し、購入企業はインボイスを用いて仕入にかかる税額を控除することができる。日本の消費税は、EU におけるクレジットインボイス方式の VAT を参考に創設されたため、基本的な枠組みは EU の VAT と同じである。どちらも、流通の各段階において、企業は売上にかかる税額

から仕入にかかる税額を引いて納税額が計算される²⁾。日本の消費税では、現在仕入税額控除の要件として、インボイスではなく、企業が自らの帳簿と第三者による請求書を用いる「請求書保存方式」が採用されている。

VAT の利点の1つは、仕入にかかる税額が控除されるため、税の累積を回避できることである。単純に売上高に課税される取引高税では、税に税が賦課されてしまうため、流通過程における取引回数が多ければ多いほどより合計税額が大きくなる。クレジット方式の VAT (以下、単に VAT と表す) では、仕入にかかる税額が控除されるため、流通過程における取引回数による合計税額の違いが生まれず、税制が企業の生産・流通形態に対して影響を及ぼさない。

この点を数値例で把握しよう (図表1)。A 企業、B 企業、C 企業からなる3段階の生産・流通過程を考え、B 企業が A 企業から仕入れ、C 企業が B 企業から仕入れ、C 企業が消費者に製品を販売すると仮定する。A 企業、B 企業、C 企業の売上をそれぞれ30万円、70万円、100万円とする。VAT では、B 企業において売上にかかる税額が7万円になるが、仕入にかかる税額として3万円が控除されるため、B 企業の納税額は4万円になる。同様に、C 企業では売上にかかる税額が10万円であるが、仕入にかかる税額7万円を控除することができるため、納税額が3万円になる。A 企業、B 企業、C 企業それぞれの段階の税額を合計した10万円が製品価格に転嫁され、最終的に消費者によって負担される。

2) 但し、日本の消費税ではインボイスが用いられていないため、仕入税額控除について EU の VAT と異なる。EU の VAT では免税事業者や消費者はインボイスに税額を記載することができないことから、免税事業者や消費者からの仕入について、企業は仕入税額控除を用いることはできない。これに対して、日本の消費税では免税事業者や消費者から仕入れた場合でも仕入税額控除を利用することができる。

図表1：VATの税額計算（標準ケース）

	A企業	B企業	C企業	合計
1. 課税売上*	30	70	100	—
2. 売上にかかる税額（1×10%）	3	7	10	—
3. 課税仕入*	0	30	70	—
4. （控除）仕入にかかる税額（3×10%）	0	3	7	—
5. 税額（2-4）	3	4	3	10

(注) 1. 単位は、万円。

2. *は付加価値税を除く。

(資料) みずほ総合研究所作成

(2) 非課税化とゼロ税率

VATにおいて特定の財・サービスに課税しない方法としては、非課税化（exemption）とゼロ税率（zero rating）の2つの方法がある。非課税化は、当該取引がVAT制度の枠外に置かれることを意味し、売上が課税されないものの、一方で仕入税額控除も使えない。数値例で言えば、小売段階（C企業）で非課税化が適用されると、C企業が納める税額はゼロになる（図表2①）。しかし、A企業とB企業の段階で既に課税された7万円に対して、C企業は仕入税額控除を用いることはできないから、その分は製品価格に転嫁される。その結果、消費者は7万円の税額を負担する。

これに対して、ゼロ税率とは、VAT制度の枠内で税率がゼロに設定されることを意味する。ゼロ税率が非課税化と異なる点は、ゼロ税率の適用製品を購入した企業がそれに対して仕入税額控除を用いることができる点である。数値例で言えば、C企業の段階でゼロ税率が適用されると、C企業はA企業とB企業の段階で課せられた7万円の税金を仕入にかかる税額として控除する（還付を受ける）ことができる。

その結果、製品価格に転嫁されるべき税額はゼロになる（図表2②）。ゼロ税率が適用されると、それが適用された段階までのVAT負担額がゼロになり、特に小売段階でゼロ税率が適用された場合には、その製品に課せられる税額全体がゼロになる。

VATにおける非課税化が問題とされるのは、それが生産・流通の中間段階で導入される場合である。非課税化が生産・流通の中間段階で実施されると、仕入税額控除のリンクが途絶えてしまい、これによって税の累積が生じる³⁾。数値例で言えば、B企業に非課税化が適用されると、B企業は仕入税額控除を用いることができないため、A企業の段階で課せられた税額3万円を控除することができない（図表3①）。そして、C企業の段階ではB企業からの仕入に対して税額控除が使えないため、C企業の税額は売上にかかる税額10万円になる。その結果、VAT税額の合計は13万円となり、標準ケース（図表1）の10万円よりも大きくなる。

一方で、B企業の段階でゼロ税率が適用される場合には、税額合計は10万円になり、標準ケースと変わらない（図表3②）。

3) これは、税収確保の点からみれば、税収を取り損なわないという意味でクレジット方式のVATの長所とも言える。クレジット方式のVATにおける中間段階の非課税措置は、免税事業者を取引から排除する圧力を生じさせ、結果として免税事業者の課税事業者化が促される。日本の消費税では、免税事業者からの仕入についても仕入税額控除を用いることができるため、そうした圧力は働かない。

図表2：VATにおける小売段階の非課税化とゼロ税率

① C企業に対する非課税措置

	A企業	B企業	C企業	合計
1. 課税売上*	30	70	a	—
2. 売にかかる税額 (1×10%)	3	7	0	—
3. 課税仕入*	0	30	a	—
4. (控除) 仕入にかかる税額 (3×10%)	0	3	0	—
5. 税額 (2-4)	3	4	0	7

② C企業に対するゼロ税率

	A企業	B企業	C企業	合計
1. 課税売上*	30	70	100	—
2. 売にかかる税額 (1×10%又は0%)	3	7	0	—
3. 課税仕入*	0	30	70	—
4. (控除) 仕入にかかる税額 (3×10%)	0	3	7	—
5. 税額 (2-4)	3	4	- 7	0

- (注) 1. 単位は、万円。*は付加価値税を除く。
 2. aは、制度から除外されていることを示す。
 (資料) みずほ総合研究所作成

図表3：VATにおける中間段階の非課税化とゼロ税率

① B企業に対する非課税措置

	A企業	B企業	C企業	合計
1. 課税売上*	30	a	100	—
2. 売にかかる税額 (1×10%)	3	0	10	—
3. 課税仕入*	0	a	0	—
4. (控除) 仕入にかかる税額 (3×10%)	0	0	0	—
5. 税額 (2-4)	3	0	10	13

② B企業に対するゼロ税率

	A企業	B企業	C企業	合計
1. 課税売上*	30	70	100	—
2. 売にかかる税額 (1×10%又は0%)	3	0	10	—
3. 課税仕入*	0	30	0	—
4. (控除) 仕入にかかる税額 (3×10%)	0	3	0	—
5. 税額 (2-4)	3	- 3	10	10

- (注) 1. 単位は、万円。*は付加価値税を除く。
 2. aは、制度から除外されていることを示す。
 (資料) みずほ総合研究所作成

(3) 金融サービスの非課税化の弊害

以上のような VAT の仕組みを理解すれば、金融サービスが非課税とされることの弊害は明らかであろう。金融サービスの受け手が企業の場合（非課税化が中間段階で行われる場合）に税の累積が生じ、それは最終的に消費者に転嫁されるか、金融機関や企業の収益性低下として現れる。

数値例における A 企業をコンピュータ製造業、B 企業を銀行、C 企業を自動車製造業と捉え直し、コンピュータ製造業、銀行、自動車製造業の付加価値をそれぞれ c 、 b 、 a 、VAT 税率を τ で表そう。このとき、金融サービスに通常の VAT を課すことができれば、合計税額は付加価値の合計に税率を掛けた $\tau(c+b+a)$ となる（図表4①）。これに対して、金融サービ

スに対して非課税化が適用されると、コンピュータ製造業の段階で τc の VAT が課せられ、さらに自動車製造業の段階では仕入税額控除が用いることができないことから $\tau^2 c + \tau(c+b+a)$ の VAT が課せられる（図表4②）。その結果、合計税額は $\tau c(1+\tau) + \tau(c+b+a)$ となり、通常の VAT と比べて $\tau c(1+\tau)$ だけ税額が増加する。一方で、金融サービスの受け手が消費者である場合には、税の累積は生じない。通常の VAT では合計税額が $\tau(c+b)$ であるのに対して、非課税措置が適用された場合は合計税額が τc となる（図表5）。消費者向けの金融サービスに対する非課税化では、金融機関の付加価値に対する課税（ τb ）が発生しない一方で、金融機関の仕入にかかる税額（ τc ）は排除されない。

図表4：VAT における企業向け金融サービスの非課税化

①通常の VAT(非課税措置なし)

	コンピュータ製造業	銀行	自動車製造業	合計
1. 課税売上*	c	$c+b$	$c+b+a$	—
2. 売上にかかる税額（ $1 \times$ 税率 τ ）	τc	$\tau(c+b)$	$\tau(c+b+a)$	—
3. 課税仕入*	0	c	$c+b$	—
4. (控除) 仕入にかかる税額（ $3 \times$ 税率 τ ）	0	τc	$\tau(c+b)$	—
5. 税額（2-4）	τc	τb	τa	$\tau(c+b+a)$

②金融サービスに対する非課税措置

	コンピュータ製造業	銀行	自動車製造業	合計
1. 課税売上*	c	a	$c+b+a$	—
2. 売上にかかる税額（ $1 \times$ 税率 τ ）	τc	0	$\tau^2 c + \tau(c+b+a)$	—
3. 課税仕入*	0	a	0	—
4. (控除) 仕入にかかる税額（ $3 \times$ 税率 τ ）	0	0	0	—
5. 税額（2-4）	τc	0	$\tau^2 c + \tau(c+b+a)$	$\tau c(1+\tau) + \tau(c+b+a)$

(注) 1. *は付加価値税を除く。
 2. a は、制度から除外されていることを示す。
 3. 税額 τc は、銀行及び自動車製造業の価格に転嫁されると仮定。

(資料) みずほ総合研究所作成

図表5：VAT における家計向け金融サービスの非課税化

①通常の VAT (非課税措置なし)

	コンピュータ製造業	銀行	合計
1. 課税売上*	c	$c+b$	—
2. 売上にかかる税額 (1×税率 τ)	τc	$\tau(c+b)$	—
3. 課税仕入*	0	c	—
4. (控除) 仕入にかかる税額 (3×税率 τ)	0	τc	—
5. 税額 (2-4)	τc	τb	$\tau(c+b)$

②金融サービスに対する非課税措置

	コンピュータ製造業	銀行	合計
1. 課税売上*	c	a	—
2. 売上にかかる税額 (1×税率 τ)	τc	0	—
3. 課税仕入*	0	a	—
4. (控除) 仕入にかかる税額 (3×税率 τ)	0	0	—
5. 税額 (2-4)	τc	0	τc

(注) 1. *は、付加価値税を除く。
 2. aは、制度から除外されていることを示す。
 (資料) みずほ総合研究所作成

このように、VAT における金融サービスの非課税化は、税の累積を生じさせるため、望ましくないものと考えられる。また、以上の考察から、金融サービスが企業向けである場合には税の累積が生じるため、金融サービスの非課税措置を廃止すれば、その分だけ税収が増加するという単純な図式にはならないこともわかる。金融サービスの非課税措置を廃止すれば、家計向け金融サービスについては税収が増加するものの、一方で企業向け金融サービスについては税収が減少する。このため、非課税措置を廃止することによる税収の変化を考える場合には、これら相反する効果を考慮に入れる必要がある。

3. 金融サービスに対する課税

次に、金融サービスの非課税化が望ましくな

いとして、金融サービスに対して非金融の財・サービスと同じように課税すべきなのか、また課税すべきであればどのような税率を適用するのがよいかを考えよう。

(1) 金融サービスに課税すべきか

金融サービスに課税すべきか否かという問題については、過去に比較的多くの議論が展開されてきた。これまでの議論のなかでは、意見の一致がみられる点と意見が食い違う点がある。意見が一致している点は、企業向け金融サービスに対して課税すべきではないことである。こうした見方は、課税は最終消費に対して行われるべきであり、中間取引には課税すべきではないという Diamond and Mirrlees (1971) の総生産効率性定理 (production efficiency theorem) の含意に基づいている。通常の VAT では、各

段階における仕入税額控除によって仕入にかかる税額が排除されるため、中間取引段階での課税が避けられる。

一方で、消費者向け金融サービスについては、課税すべきではないという見方 (Grubert and Mackie (2000) 等) と課税すべきであるという見方の2つがある。消費者向け金融サービスに課税すべきでないという見方は、金融サービスが消費者の効用に直接影響を及ぼすわけではなく、何かより基本的な願望を満たすための中間取引に過ぎないとの考え方に基づく。金融サービスが最終消費とみなされないのであれば、金融サービスには課税すべきではないということになる。

これに対して、Boadway and Keen (2003) は、身近な製品への課税を例にとって上記の考え方を次のように批判している。明らかに消費者の効用に直接影響を及ぼさない財であっても、実際に課税されているか、または課税されるべきと考えられている財は多い。例えば、ペットフードは、ペットから幸せを受けるために必要な財であり、ナイフは効率的に食事をするために必要な財であるが、それらの消費は個人の最終目的ではない。Sen (1985) の論理に従えば、究極的には全ての商品購入が well-being を得るための単なる中間投入物に過ぎないと考えられる。もしそうであれば、最終消費ではないから課税すべきではないとの論理は、全ての消費が課税されるべきではないとの結論を導くことになる。これは明らかにナンセンスである。

Auerbach and Gordon (2002) は、VAT では金融サービスに対する課税が望ましいことを、消費者の効用関数とは無関係に証明した。彼らは、金融サービスも含めた全ての投入物に

対して一律に課税することが望ましいと主張した。こうした考え方は、現在金融サービス課税に対する考え方の主流になっており、金融サービスは最終消費ではないから課税すべきでないとの考え方は概ね否定されている。

但し、金融サービスに対しても非金融の財・サービスと同じように一律に課税するのが望ましいかどうかについては、専門家の間でも議論がある。この点を2期間モデルを用いて説明しよう⁴⁾。個人が第1期のみ労働所得を得て、貯蓄を通じて異時点間の消費の配分を決めるものとする。外生的な所得を y 、貯蓄を s 、金利を r 、第1期及び第2期の消費をそれぞれ c_1 と c_2 、第1期及び第2期の価格をそれぞれ p_1 と p_2 とする。このとき、貯蓄にコストがかからなければ、(1)式と(2)式が成り立つ。

$$y = p_1 \cdot c_1 + s \quad (1)$$

$$(1+r) \cdot s = p_2 \cdot c_2 \quad (2)$$

(1)式と(2)式より、(3)式が得られる (個人の通時的な予算制約)。

$$y = p_1 \cdot c_1 + \frac{p_2 \cdot c_2}{1+r} \quad (3)$$

ここで、第1期と第2期における消費に対する一律課税を考えよう。税率を t とすれば、

$$y = (1+t) \left(p_1 \cdot c_1 + \frac{p_2 \cdot c_2}{1+r} \right) \quad (4)$$

となる。これは、 $\tau = t/(1+t)$ とすれば、(5)式のような労働所得税に等しい。

$$(1+\tau) \cdot y = p_1 \cdot c_1 + \frac{p_2 \cdot c_2}{1+r} \quad (5)$$

つまり、消費に対する一律課税は、外生的な労働所得に対する一括税 (lump-sum tax) に

4) 以下の説明は、Jack (2000)、Boadway and Keen (2003)、Zee (2006) 等を参考にした。

等しい。このため、消費に対する一律課税は、異時点間の消費（の振り分け）に対して中立的であると言える。

一方で、貯蓄にコストがかかる（金融サービスが必要になる）場合には、そのコストがどのような形で表されるかによって消費に対する一律課税の影響が異なる。第1期から第2期にかけて、個人は銀行を経由して資金を移動するものとする。固定された銀行手数料を α 、銀行マージンを β で表す。このとき、(1)式と(2)式はそれぞれ次のように書き換えられる。

$$y = p_1 \cdot c_1 + s + \alpha \quad (6)$$

$$(1+r-\beta) \cdot s = p_2 \cdot c_2 \quad (7)$$

(6)式と(7)式より、通時的な予算制約式は(8)式のように表される。

$$y = p_1 \cdot c_1 + \alpha + \frac{p_2 \cdot c_2}{1+r-\beta} \quad (8)$$

ここで、第1期及び第2期の消費 (c_1, c_2) と固定された銀行手数料 (α) に一律に課税 (税率は t) すれば、

$$y = (1+t)p_1 \cdot c_1 + (1+t)\alpha + \frac{(1+t)p_2 \cdot c_2}{1+r-\beta} \quad (9)$$

と表される。 $\tau = t/(1+t)$ とすれば、

$$(1-\tau)y = p_1 \cdot c_1 + \alpha + \frac{p_2 \cdot c_2}{1+r-\beta} \quad (10)$$

となることから、こうした課税は外生的な労働所得に対する一括税と等しいことがわかる。これに対して、(8)式において銀行マージン (β) に対しても同様に (税率 t) の一律課税を行うと、(10)式のような形には表されず、それゆえ中立的な課税にはならない⁵⁾。

しかし、こうした分析は必ずしも銀行マージ

ン (β) に対して課税すべきでないことを意味するわけではないことに注意する必要がある。上記の分析は、望ましい税制に関する1つの基準を示しているに過ぎない。実際には、労働所得は外生変数ではなく、税制による家計の行動変化が反映された後のものとして捉えられなければならない。こうした状況においては最適課税の考え方が用いられる。最適課税の議論では、税制が経済主体の行動をある程度歪めてしまうことを前提として、その弊害を出来るだけ小さくする税率の設定が検討される。金融サービスに課税すべきか否かという問題も、異なる財・サービスに対してどのように課税すべきかという最適課税の問題として捉え直すことが可能である。Boadway and Keen (2003) は、こうした観点から銀行マージン (β) に対する税率を検討し、最適税率は状況によって変化する (context-specific) もの、おそらく多くのケースで低税率が望ましくなることを指摘した⁶⁾。

一方で、最適課税を念頭に置きつつも、実務的な観点からは金融サービスも含めた一律課税が望ましいとの見方もある。各財・サービスの価格弾力性等の違いを考慮して、財・サービスの種類によって税率を変えることは現実には困難であり、それゆえ通常の (非金融の財・サービスに対する)VATでは一律税率が適用されている。金融サービスに対するVATについても、同様の理由から他の財・サービスと同じ税率が課せられたとしても不思議はない。

このように、金融サービスを含めて一律にVATを課すべきか、それとも金融サービスに対して異なる税率を適用すべきかという問題については、未だに専門家の間で完全な意見の一致がみられていない。しかし、多くの消費者向

5) これは、第1期と第2期の消費の相対価格が変化することを意味する。

6) 金融サービスに対する最適課税の考察については、國枝 (2008) も参照されたい。

け金融サービスに対して原則課税すべきという点については意見が収斂していると言える。

(2) 手数料とマージンの代替性

ここで、金融サービスの手数料とマージンの代替性を考えよう。金融サービスの対価は、形式上、手数料とマージンの2つに大きく分けられる。金融サービスの手数料とは、具体的には銀行のATM使用料や送金手数料、証券の売買手数料、そして資産管理・投資アドバイス・情報管理サービス等の手数料である。一方で、マージンは銀行の預貸スプレッドや（貯蓄機能のない保険の）保険料と保険給付の現在価値の差として表される。しかし、手数料かマージンかという金融サービスの区別は絶対的なものではない。むしろ、金融サービスの手数料とマージンにはある種の代替性があると考えられる。銀行の預貸スプレッドに表されるマージンには、預金・貸出業務に関わる人件費が含まれているが、人件費を伴うサービスの対価は経済学的にみればサービス提供に関わる手数料と捉えられる。

マージンと手数料の代替性は、家計が資産運用手段を銀行預金からその他の金融商品にシフトさせる状況を考えると理解しやすい。銀行の預金金利には様々なサービスのコストが反映されており、不要なサービスの提供によって預金金利が低く抑えられている可能性がある。このため、家計は規制緩和等を背景として、銀行以外の金融機関が提供する必要なサービスのみが含まれた高金利の金融商品を選択するようになるかもしれない。これは、金融サービスの対価が全体としてマージンから手数料にシフトしていくことを意味する。また、銀行離れの動きに対抗して、銀行がサービスの対価を手数料とし

て受け取るようになれば、銀行サービスの対価のなかでもマージンが手数料で代替されることになる。

但し、全ての金融サービスのマージンが手数料で代替できるわけではない。手数料によって代替される金融サービスは、人件費等の実物的な中間投入が反映される金融サービスである。こうした金融サービスは、「実物的な金融サービス」と呼ぶことができる。一方で、リスクプレミアムや流動性プレミアム等は、純粹に金融取引の結果として生じるマージンであり、「経済学的な意味での」マージンと捉えることができる。「経済学的な意味での」マージンは、名目的な取引量によって変化する。銀行の預貸スプレッドに表される「形式的な」マージンは、「実物的な金融サービス」の対価と「経済学的な意味での」マージンが合計されたものである。

(3) 金融サービスへの課税が難しい理由

Auerbach and Gordon (2002) によれば、通常のVATは実物取引のみを課税ベースにしているという意味で、ミード報告(IFS (1978))流に表現すれば、R(real transactions)ベースの付加価値税である。このため、VATの課税ベースには「実物的な金融サービス」のみが含まれ、実物的な資源を用いない「経済学的な意味での」マージンは課税ベースから排除される。しかし、現実に観察されるマージンには「実物的な金融サービス」と「経済的な意味でのマージン」の両方が含まれているため、これを「実物的な金融サービス」と「経済学的な意味での」マージンに分けることが難しい。これが、金融サービスに対するVATを困難にしている理由の1つである。また、「実物的な金融サービス」

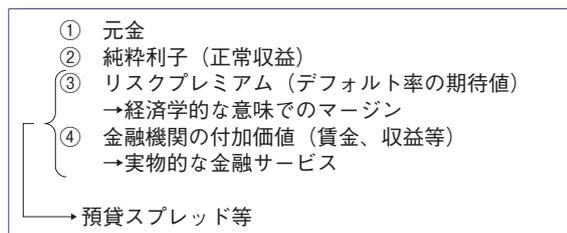
が特定されたとして、それを VAT に整合的な個別取引ベースで課税することが難しいという問題もある。これらの点を金融仲介サービスに伴う資金移動の分解によって整理しよう。

一般に、預金や貸出等の金融仲介サービスに伴って移動する資金は、元金、純粹利子（正常収益）、リスクプレミアム（経済学的な意味のマージン）、金融機関の付加価値（実物的な金融サービス）の4つに分けられる（**図表6**）。このうち、リスクプレミアムと金融機関の付加価値が預貸スプレッドに反映される。

前述のように、VAT の課税ベースに含まれるのは、このうち金融機関の付加価値（実物的な金融サービス）のみである。元金は、単なる資金の移動にすぎず、純粹利子（正常収益）は家計が消費を将来に延期することに対する報酬を表すものであり、金融サービスとは関係がない。リスクプレミアムはデフォルトリスクをカバーするものであり、デフォルト率の期待値に等しい。

預貸スプレッドは観察されるデータであるため、リスクプレミアムが特定されれば、金融機関の付加価値に課税することができる。しかし、たとえリスクプレミアムが特定されたとしても、金融機関の付加価値は預金者へのサービスと貸出先へのサービスが渾然一体となったもの

図表6：金融仲介サービスに伴う資金移動の分解



（資料）みずほ総合研究所作成

であるため、そのままでは VAT の適用は難しい。VAT では企業が仕入税額控除を用いるために仕入を特定する必要がある、それゆえ企業向けの金融仲介サービスのみを取り出さなければならない。

家計が銀行預金を保有し、それを原資に企業に貸出が行われる状況を考えよう。純粹利子（正常収益）が特定されている場合には、銀行サービスの付加価値を預金サービスと貸出サービスに分けることができる。例えば、預金金利が7%、貸出金利が15%、純粹利子（正常収益）が12%、リスクプレミアムがゼロと仮定しよう（**図表7**）。このとき、銀行による家計へのサービスの付加価値は5%（12% - 7%）、銀行による企業へのサービスの付加価値は3%（15% - 12%）と計算される。家計向け金融サービスと企業向け金融サービスを合計すると、金融サービスの付加価値8%に等しい。このような分解が可能であれば、企業は仕入としての金融サービスに対して仕入税額控除を用いることができるため、金融サービスに対する通常の VAT の適用が可能である。後述する TCA 付キャッシュフロー税は、こうした分解を利用した課税方法である。

銀行の貸出先が企業ではなく全て家計である場合には、純粹利子（正常収益）の特定により銀行の付加価値が分解されなくても、VAT の

図表7：金利、税率の仮定

預金金利：7%
貸出金利：15%
純粹金利：12%
リスクプレミアム：0%
VAT 税率：10%

（資料）みずほ総合研究所作成

適用が可能である。家計は、企業とは異なり、VATにおいて仕入税額控除を用いることがないため、税額計算のために預金サービスを特定する必要がない。このため、家計向け金融サービスに対しては預金サービスと貸出サービスに対して一体的に課税するだけでよい。また、預金サービスと貸出サービスが一体となって課税される場合には、金融機関に貸倒引当金の控除が認められれば、リスクプレミアムが実質的に課税ベースから排除される。

しかし、こうした特殊な場合を除いて、金融サービスの implicit な対価に対して単純な VAT を適用することはできない。

4. キャッシュフロー税とは何か

「形式的な」マージンに表される金融サービスへの課税は、キャッシュフロー税(R + F(real and financial transactions) ベース)で対応可能なことが知られている。基本的なキャッシュフロー税の仕組みとその問題点、及び TCA 付キャッシュフロー税の内容をみてみよう。

(1) 基本的なキャッシュフロー税

キャッシュフロー税では、金融取引の受取項目が全て課税ベースに含まれ、金融取引の支払項目が全て控除される。企業が銀行から融資を受けた場合、その借入金が課税ベースに含まれ、逆に企業が銀行に元利金を返済した場合には、それが控除項目として扱われる。キャッシュフロー税は、キャッシュの流入を金融サービスの売上、キャッシュの流出を金融サービスの仕入と捉えて個別取引ベースで課税していることから、VAT と整合的な課税方法である。

まず、基本的なキャッシュフロー税の仕組み

を数値例でみてみよう⁷⁾(図表8)。期間が2つに分けられ、預金者が家計で企業が借入を行うケースを考える。第1期に、家計が100万円預金し、同じ期に銀行が企業に対して100万円の貸出を行う。第2期には、企業が借入金を返済し、家計が預金を引き出す。このとき、銀行と企業それぞれが納める税額、及び政府の税収は、次のように計算される(金利、税率は前掲図表7のとおりとし、リスクプレミアムは存在するものとする)。

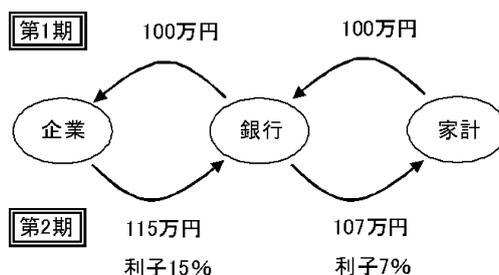
まず、銀行は第1期に100万円の預金を得るため、(VAT 税率が10%として)10万円の課税が発生するが、同じ期に企業に100万円の貸出を行うため、銀行にはネットでの課税は発生しない。第2期には、銀行は企業からの元利返済により115万円(元金100万円+利払い15万円)のキャッシュの流入がある一方で、同じ期に預金者に対して107万円(預金額100万円+利払い7万円)を支払う。このため、銀行の税負担は115万円から107万円を引いた8万円に税率10%を掛けた0.8万円になる。

一方で、企業は第1期に100万円の融資を受けるため、その10%の10万円を納税し、第2期には元利金115万円(元金100万円+利払い15万円)の返済を行うため、11.5万円の税還付を受ける。企業の税還付額は11.5万円と大きいのが、もし第1期に収められた10万円が純粋金利12%で運用されれば11.2万円になるから、企業が受けるネットの税額還付は実質的に0.3万円である。これは、企業が銀行から仕入れるサービスの付加価値(3万円)にかかる税額に等しい。

最後に、政府の税収を考えると、第1期に企業から10万円の税収があり、第2期には第1期の税収の運用益(1.2万円)と銀行からの税収(0.8

7) European Commission (1996) の例。

図表8：基本的なキャッシュフロー税の数値例



(1) 銀行

	キャッシュの流入	キャッシュの流出	税額または税額控除額 (純キャッシュ×10%)
第1期	100万円	-100万円	0万円
第2期	115万円	-107万円	0.8万円

(2) 企業

	キャッシュの流入	キャッシュの流出	税額または税額控除額 (純キャッシュ×10%)
第1期	100万円		10万円
第2期		-115万円	-11.5万円

(3) 政府

	税 収
第1期	10万円 (企業からの税収)
第2期	1.2万円 (金利12%での運用益) 0.8万円 (銀行からの税収) -11.5万円 (企業に対する税還付)
合 計	0.5万円

(資料) European Commission (1996) より、みずほ総合研究所作成

万円)がある。一方で、第2期には企業への税還付(11.5万円)が発生する。これらを差し引きすると、第1期と第2期の合計で税収は0.5万円になる。これは、銀行が家計に提供するサービスの付加価値(5万円)にかかる税額に等しい。

(2) キャッシュフロー税の利点と欠点

キャッシュフロー税は、図表6の金融サービスに伴う資金移動のうち、基本的には金融機関の付加価値のみに課税しようとするものであ

る。

まず、銀行が受け取る純粹利子(正常収益)は、貸出金が現在価値ベースで銀行が受け取る返済元金と正常収益によって相殺されることから、実質的にキャッシュフロー税は賦課されない。正常収益が特定されることなしに実質的に課税ベースから控除されることは、キャッシュフローをベースにした課税の特長である。

次に、キャッシュフロー税では事後的にリスクが課税ベースから排除される。キャッシュフ

ロー税では、銀行の受取利子に含まれるリスクプレミアムが課税ベースに含まれるため、形式的にはリスクプレミアムが課税される。しかし、実際に事前の予想どおりに銀行の貸出債権が焦げ付けば、銀行にはその分のキャッシュが流入しないため、ちょうどリスクプレミアム分が相殺されるように最終的な課税ベースが縮小する⁸⁾。事後の損失が事前に予想されたリスクよりも大きい場合には、銀行のキャッシュの流入はさらに少なくなる。逆に、事後の損失が事前に予想されていたリスクよりも小さい場合には、その余剰分は課税対象になる。このような事後損得に対する対称的な取り扱いによって、キャッシュフロー税では事後的なリスクが課税ベースの変動によって相殺される。

キャッシュフロー税の問題点としては、次の3点が指摘される。第1に、企業の資金の流動性の問題である。企業が銀行から借り入れを行うと、その借入金に対してキャッシュフロー税が課せられるため、企業は税金分が上乗せされた額を銀行から調達しなければならない。最終的には、企業の借入金に対する課税分は借入金の返済時に税の還付により完全に相殺されるとはいえ、借入時に課税される分だけ企業の資金調達の条件が厳しくなると考えられる。第2に、税率の変更時及び導入時に、キャッシュフロー税が企業に有利または不利な状況をもたらし、企業の借入行動に影響を及ぼすことである。企業が資金調達を行った後で金融サービスに対するキャッシュフロー税が導入されると、企業は借入金に対する課税を免れる一方で、元利金の返済に対する税額控除（還付）を受けられるようになる。税率変更時にも同様の問題が生じると考えられる。第3に、キャッシュフロー税で

は企業が金融サービスの購入に関わる税額控除を受けるために、税額を計算し記録を保存しておく必要がある。こうした作業は企業に追加的な事務負担を強いることになり、特に中小企業にとって重い負担になることが懸念される。

(3) TCA 付キャッシュフロー税

こうしたキャッシュフロー税の欠点を克服する試みが、TCA (Tax Calculation Account) と呼ばれる勘定を利用した TCA 付キャッシュフロー税である (Poddar and English (1997))。TCA は、資本の動きに関連した税の支払いを延期する機能を持つ勘定で、借入金の返済が行われた時点で差金決済される。TCA では、①キャッシュフローの流入が TCA の借方（プラス）に計上され、②キャッシュフローの流出は TCA の貸方（マイナス）に計上される。これによって納税が回避され、それらは逆の資本取引が行われる時点までインデックスレート（純粋利子）で調整されて持ち越される。

数値例によって、TCA の仕組みを把握しよう⁹⁾ (図表9)。まず、銀行の貸出に関する TCA をみると、銀行が100万円の貸出を行うとき、銀行から100万円流出するから (VAT 税率を

図表9：銀行の貸出に関する TCA

	金額	TCA
貸出金	-100	-10
TCA indexing	-	-1.2
利子	15	1.5
元金の返済	100	10
税額（収支）		0.3

(注) 借方はプラス、貸方はマイナスで表わされる。単位は万円。

(資料) European Commission (1996) より、みずほ総合研究所作成

8) 保険会社の場合は、保険金の支払いによってキャッシュが流出することにより、課税ベースが縮小する。

9) European Commission (1996) の例。

10%として) 銀行の TCA の貸方 (マイナス) に10万円が計上される。そして、TCA がインデックスレートである12%の金利で調整される。最後に、元利金の返済時に元金100万円と利子15万円の10%である10万円と1.5万円がそれぞれ TCA の借方 (プラス) に計上され、最終的な収支が0.3万円になる。

企業の TCA は銀行の TCA のミラーイメージになるため、敢えて計算する必要はないが、借入金100万円が企業の TCA の借方 (プラス) に計上され、それがインデックスレートである12%の金利で調整される。元利返済時には、元利返済金に税率をかけた額 (1.5万円+10万円) が TCA の貸方 (マイナス) に計上され、最終的な収支は-0.3万円になる。

一方で、銀行の預金受け入れに関する TCA は、銀行が100万円の預金を受け入れたときに10万円が借方 (プラス) に計上され、預金はインデックスレートである12%の金利で調整される (図表10)。預金引出時には預金100万円と利子7万円が流出するから、TCA の貸方 (マイナス) にそれぞれ10万円と7万円が計上され、最終的な収支は0.5万円になる。

TCA 付キャッシュフロー税における政府の

図表10：銀行の預金に関する TCA

	金額	TCA
預金	100	10
TCA indexing	-	1.2
利子	-7	-0.7
預金の引出	-100	-10
税額 (収支)		0.5

(注) 借方はプラス、貸方はマイナスで表わされる。単位は万円。

(資料) European Commission (1996) より、みずほ総合研究所作成

図表11：TCA 付キャッシュフロー税収

	税 収
第1期	なし
第2期	0.3万円 (銀行からの税収、貸出部分) -0.3万円 (企業に対する税還付) 0.5万円 (銀行からの税収、預金部分)
合計	0.5万円

(資料) みずほ総合研究所作成

税収は、第1期にはゼロで、第2期には銀行の貸出にかかる税が0.3万円、企業に対する税還付が0.3万円、銀行の預金にかかる税が0.5万円となり、合計で0.5万円となる (図表11)。

TCA 付キャッシュフロー税の課税ベースは、「金利受取-インデックスレート」または「金利支払+インデックスレート」である。これによって、課税ベースから正常利益が排除されるとともに、貸出サービスと預金サービスそれぞれの付加価値が特定される。また、TCA 付キャッシュフロー税では、企業の税支払が延期されつつも、キャッシュフローの流入や流出がインデックスレートで調整されるため、税の繰り延べによる税収減は発生しない。

TCA 付キャッシュフロー税の利点は、前述の基本的なキャッシュフロー税の3つの問題点を全て解決することである。まず、資金移動に伴う支払及び控除が延期されるため、企業のキャッシュフロー問題が解消される。また、TCA は銀行によって計算され¹⁰⁾、企業はその事務負担を回避することができるため、中小企業の運営コスト問題が解消される。銀行は定期的に企業に対して明細書を送付し、それによって企業は税額控除を受けることができる。銀行が発行する明細書は、非金融の財・サービス取引におけるインボイスと同様の役割を果たす。

10) European Commission (1996) は、銀行のみが TCA を用いるキャッシュフロー税を truncated な TCA 付キャッシュフロー税と呼んでいる。本稿では、これを単に TCA 付キャッシュフロー税と呼ぶ。

図表12：キャッシュフロー税が年度半ばに導入された場合の貸出 TCA

	金額	TCA
貸出金	-100	-10
開始収支	-107.24	-10.72
TCA indexing	-	-0.63
金利	15	1.5
元金の返済	100	10
税額（収支）		0.15

(注) 借方はプラス、貸方はマイナスで表わされる。単位は万円。

(資料) European Commission(1996) より、みずほ総合研究所作成

TCA 付キャッシュフロー税は、制度の導入時や税率変更時の歪みにも対応できる。年度半ばに TCA 付キャッシュフロー税が導入される場合、銀行は制度の導入に伴って TCA の開始収支を作らなければならないが、ここで年度半ばの貸出金のなかに経過利子を加えられる。そして、貸出金と経過利子の合計が半年分のインデックスレートで調整される。図表12の数値例で言えば、企業が支払う利子は年率15%であったから経過利子は7.24%になり、開始収支は107.24万円になる。TCA indexing としては、年率12%の半分の6.3%が適用される。こうした操作によって、TCA の収支は0.15万円となり、年度初めからキャッシュフロー税が適用される場合と比べて、税額が半分になる。税率が変更される場合にも、同様の考え方を適用して、現存する TCA を終了して新たな TCA を開始することで調整が可能である。

残された課題は、金融機関の運営コストの大きさである。TCA 付キャッシュフロー税では金融機関のみが TCA を計算するため、企業はその作業負担を免れることができるものの、金融機関の実務コストは基本的なキャッシュ

フロー税と比べて全く軽減されない。欧州委員会では、TCA 付キャッシュフロー税に対する検討が進められ、95～96年には欧州6カ国に存在する大手10社の金融機関を対象として TCA 付キャッシュフロー税が試験的に導入された。その結果、TCA 付キャッシュフロー税の金融サービス課税としての概念的な望ましさが確認されたものの、金融機関の人的コストやシステムの整備費用が大きいことが欠点として指摘された。また、ある取引に関して計算された税額は金融機関のマージンに関する情報を含むものであるとして、経営戦略上の観点からも懸念が示された。

5. その他の金融サービス課税案

最後に、キャッシュフロー税以外の対応策を考えよう。諸外国では、金融サービスの非課税化に代わる措置として、様々な税制が実施・検討されている。ここでは、①ゼロ税率、②金融機関に対する補償税、③修正リバースチャージ法の3つを取り上げる。

(1) ゼロ税率

金融サービスの非課税化に代わる第1の方法は、税の累積を防ぐために企業向け金融サービスに対してゼロ税率（zero rating）を適用することである。これは、税の累積を防ぐという観点からは有効な手段である。金融サービスにゼロ税率が適用されている国の例としては、ニュージーランドが挙げられる。ニュージーランドでは、2005年1月から GST (Goods and Services Tax) において企業向け金融サービスに対するゼロ税率が適用された。金融サービスに対するゼロ税率が適用される企業は、① GST

登録を行っており、②総売上の75%が課税売上である企業に限られる。この基準を満たさない企業向け金融サービスや消費者向け金融サービスに対しては非課税措置が適用される。こうした課税は、ゼロ税率の適用企業と非適用企業を適切に分けるためのコンプライアンスコストが高いことや、ゼロ税率の非適用企業において税の累積が残ること等が欠点として指摘されている (Zee (2006))。

金融サービス全体に対してゼロ税率が適用されるのであれば、そうした問題は解決される。しかし、これは金融サービスも含めて一律にVATを賦課するのが望ましいという考え方からみれば、金融サービス課税案として不足である。ゼロ税率は金融サービスの消費者に対する補助金と同じ効果があり、現行の非課税措置よりも歪みが大きくなるとの指摘がある (European Commission (2007))。また、ゼロ税率適用による税収への影響も懸念される。

このため、企業向け金融サービスに対するゼロ税率は、消費者向け金融サービスに対する課税との組み合わせで実施されることが望ましいとの考え方がある。Huizinga (2002) や Poddar (2003) は、企業向け金融サービスに対してはゼロ税率を適用し、一方で家計向け金融サービスに対してはキャッシュフロー税を適用する方法を提唱している。TCA付キャッシュフロー税の最大の欠点は、金融機関の運営コストの大きさであった。企業向け金融サービスにゼロ税率が適用されれば、税の累積が回避されると同時に運営コストが大きく削減される。また、家計向け金融サービスに対するキャッシュフロー税は、企業向け金融サービスに対する

キャッシュフロー税と異なり、個別取引ベースで仕入を特定する必要がないから計算が容易である。家計向け金融サービスに対するキャッシュフロー税は、取引全体のベースで計算するだけでよい。ゼロ税率とキャッシュフロー税の組み合わせは、キャッシュフロー税による完全課税を実現しつつ、その運営を簡素化してコストを軽減する方法として検討に値しよう。但し、家計向けサービスと企業向けサービスを適切に区分しなければならぬという新たな問題が発生し、これに伴うコンプライアンスコストは避けられない。

ゼロ税率に似た方法として、金融機関の仕入税額控除を限定的に認める制度がある。オーストラリアでは、金融サービスに対する非課税措置が維持されたままで、金融機関に対して75%の仕入税額控除 (Reduced Input Tax Credit, RITC) が認められている。この割合が100%であればゼロ税率適用と同じことになる。オーストラリアのRITCの75%という数値は、金融サービスの非課税化による金融機関の自己供給バイアスを防ぐことを目的として設定されたものである¹¹⁾が、RITCはゼロ税率適用と比べて減収効果を緩和する役割を果たすとも考えられる。このため、減収懸念への対応として、経過措置としてはゼロ税率の代わりにRITCを利用することも一案であろう。

(2) 金融機関に対する補償税

第2の方法は、金融機関に対して補償税 (compensatory tax) を課す方法である。金融サービスは、個別取引ベースの付加価値への分解が難しいことから通常のVATを課すことが

11) 金融機関の外注先企業の売上 (税抜き) が100で、そのうち人件費等の付加価値が75、コンピュータ等の中間投入が25であるとき、金融機関のRITCが75%であれば、金融機関がそのサービスを自前で供給しても外注してもコストは変わらず、金融機関の自己供給バイアスが解消される。これは、外注先の中間投入 (25) にかかる税額に対しては既に仕入税額控除が適用され、外注先の付加価値 (75) についてのみ税の累積が生じるからである。シンガポールでは、金融機関の種類によって異なるRITCの割合が採用されている。

できないが、金融機関の付加価値全体に対する課税であれば容易である。消費者向け金融サービスが非課税化されているとき、金融機関の中間投入物は既に課税されているはずであるから、金融サービスの提供に使用された労働や金融機関の収益に対して補償的に税が賦課されれば、金融サービスの価値に対する完全課税が実現する。

金融機関に対する補償税の例としては、フランス、イスラエル、カナダのケベック州が挙げられる (Poddar (2003))。これらの国・地域では、金融機関の付加価値に対して、いずれも加法型¹²⁾の補償税が課せられている。フランスでは、補償税として賃金税が課せられ、イスラエルでは賃金税に加えて事業収益に対する課税が行われている。カナダのケベック州では、金融サービスにゼロ税率が適用される一方で、金融機関の労働と資本に対する補償税が課せられる。但し、ケベック州では、補償税はゼロ税率による税収不足を補うものとされており、金融サービスの完全な価値を把握して完全課税を行うという試みではない (Poddar (2003))。

加法型の補償税の問題点は、第1に、それがVATのように消費者に税が転嫁される保証がないことである。加法方式の付加価値税は、日本でいうところの外形標準課税にあたり、消費課税というよりは法人税に近い。補償税が金融サービス価格に転嫁されなければ、補償税は金融機関の収益性を低下させる。第2に、補償税は税の累積を悪化させるか、または新たな歪みをもたらす可能性がある。フランスとイスラエルのように、非課税措置と補償税が組み合わせられる場合、消費者向け金融サービスについては完全課税が実現するものの、企業向け金融

サービスについては税の累積が悪化する。

(3) 修正リバースチャージ法

第3の方法は、修正リバースチャージ法 (modified reverse-charging approach) である (Zee (2005))。修正リバースチャージ法は、キャッシュフロー税と同様に金融サービスに対する完全課税を実現する一方で、キャッシュフロー税のような煩雑な手続きを避ける方法である。修正リバースチャージ法の基本的な考え方は、銀行の金融サービスの価値が預貸スプレッドで表されるのであるから、貸出利子を売上、預金利子を仕入とみなし、貸出利子と預金利子の双方にVATを課すことが自然であるというものである。預金利子に対する課税には仕入税額控除が認められ、実質的に預貸スプレッドが課税される。こうした課税は、個別取引ベースで捉えることが可能であり、またキャッシュフロー税のように現在価値ベースではなく、各取引時点ベースで課税されるため、VATにより近い課税方法と考えられる。

この際に生じる運営上の問題としては、通常のVATでは仕入にかかる税額は既に前段階で納められるのに対して、銀行が家計から預金を仕入れる場合にはVAT税額が前段階で納められないという問題が挙げられる。この問題を解決するために、リバースチャージ法が用いられる。リバースチャージ法は、通常、貿易取引に用いられる課税方法である。VATは、通常仕向地主義がとられており、輸出は課税されず、輸入には国内VATが適用される。しかし、クロスボーダー取引への課税は、税関を通過する財に対しては容易に執行できるものの、サービス輸入に対して水際で執行することは技術的に

12) 付加価値の計算は、「付加価値=売上高-仕入高」として計算する方法(控除型)と「付加価値=事業収益+賃金+純支払利子+純支払賃貸料」として計算する方法(加法型)の2つがある。

難しい。このため、EU 等では輸入企業が外国企業に代わって VAT の納税義務を負うリバースチャージ法が用いられている。リバースチャージ法では、輸入企業が外国企業の売上にかかる税額を納め、同時にそれに対して同額の仕入税額控除が用いられる。これによって、輸入企業に追加的な税負担が発生することなく、(B to B の) 輸入サービスが課税される。金融サービスに対するリバースチャージ法は、こうした仕組みを金融サービス課税に適用し、預金利子にかかる VAT の納税義務を家計ではなく銀行にシフトさせることで、家計が受け取る預金利子に対しても VAT の賦課を可能にするものである。

金融サービス課税に対するリバースチャージ法を数値例で確認しよう (図表13)。元金が100万円、預金金利が7%、貸出金利が15%、

VAT 税率を10%とする。VAT 負担は、貸出先が家計¹³⁾であるか、企業¹⁴⁾であるかによって異なる。貸出先が家計の場合、銀行は貸出利子にかかる税額1.5万円を納め、この分を貸出先に転嫁するため、貸出先の家計は実質的に1.5万円の税を負担する。銀行は、預金利子に関するリバースチャージとして0.7万円課税されるものの、リバースチャージに対する仕入税額控除 (0.7万円) が認められるため、この分の負担はない。貸出先が企業である場合は、銀行は貸出利子にかかる税額1.5万円を納め、この分を貸出先に転嫁するため、貸出先の企業は1.5万円の税を負担する。しかし、企業は銀行が発行するインボイスによって1.5万円の仕入税額控除が認められるため、実質的な負担はない。つまり、リバースチャージ法では銀行の貸出先が家計である場合のみ課税され、銀行の貸出先

図表13：リバースチャージ法による VAT の計算

	預金者 (預金金利7%)	銀行	貸出先 (貸出金利15%)
①貸出先が家計：	家計または企業		家計
貸出利子に対する VAT (銀行の output tax)		VAT = 1.5万円 (貸出先に転嫁)。	
預金利子に対する VAT (銀行の input tax)		リバースチャージ VAT = 0.7万円。 リバースチャージ VAT に対する仕入税額控除 = ▲0.7万円。	
税負担	VAT 負担はなし。	VAT 負担はなし。	預金利子 (7%) に対する VAT (0.7万円) を負担する。 銀行マージン (8%) に対する VAT を負担する (0.8万円)。
②貸出先が企業：	家計または企業		企業
貸出利子に対する VAT (銀行の output tax)		VAT = 1.5万円 (貸出先に転嫁)。 インボイス発行 (貸出先に)。	税額控除を受ける (▲1.5万円)。
預金利子に対する VAT (銀行の input tax)		リバースチャージ VAT = 0.7万円。 リバースチャージ VAT に対する仕入税額控除 = ▲0.7万円。	
税負担	VAT 負担はなし。	VAT 負担はなし。	VAT 負担はなし。

(注) 前提は、元金100万円、預金金利7%、貸出金利15%、VAT 税率10%。

(資料) Zee(2005) を参考に、みずほ総合研究所作成

13) または VAT 非登録企業。

14) 企業は VAT 登録企業とする。

が企業である場合には課税されない。

こうした方法の問題点は、貸出先である家計の VAT 負担額 (1.5万円) のなかに銀行のマー
 ジンに対する VAT (0.8万円) のみならず、預
 金利子に対する VAT (0.7万円) が含まれるこ
 とである。修正リバースチャージ法は、こうし
 た問題を解決する。修正リバースチャージ法で
 は、リバースチャージが銀行の貸出利子にかか
 る税額に対して直接用いられるのではなく、貸
 出先が支払う税額を減少させるように間接的に
 用いられる。修正リバースチャージ法では、こ
 うしたトリックが仮想勘定 (franking account)
 を通じて行われ、その結果として貸出先が負担
 する税額が銀行マージンに対する VAT のみに
 限定される。図表14は、修正リバースチャー
 ジ法における VAT の計算を示している。仮想
 勘定において1単位当たりのリバースチャージ
 が計算され、それを貸出額100万円に乘じるこ
 とにより、貸出先が受ける税額控除0.7万円が
 計算される。これが、預金利子に対する VAT
 を完全に相殺する。預金と貸出の手続きが数期

間にわたる場合も同様に考えることができ、各
 期間の預金に応じてリバースチャージが蓄積
 し、貸出時には預金利子に対する VAT を相殺
 するように、仮想勘定から税額控除額が「1単
 位当たりのリバースチャージ×貸出額」として
 計算される。

以上の操作で、貸出先の家計が負担する税額
 は銀行マージンに対する VAT のみに限定され
 るが、貸出先の家計が預金サービスと貸出サー
 ビスの双方に対する税額を負担し、一方で預金
 者は全く税を負担しないという問題が残ってい
 る。この問題に対して、修正リバースチャージ
 法では次のように対処される。

預貸スプレッドが8%で、預金サービスの対
 価がx%であるとする。このとき、リバース
 チャージを (預金金利の)7%から (7+x)%に
 引き上げて、同様の計算を行うことができる。
 リバースチャージが (7+x)%に引き上げられ
 れば、貸出先が用いることができる税額控除が
 x%だけ大きくなり、その分だけ貸出先の負担
 税額が減少する。一方で、貸出先が銀行に支払

図表14：修正リバースチャージ法による VAT の計算 (貸出先が家計)

	預金者 (預金金利7%)	銀行	貸出先 (貸出金利15%)
貸出先が家計：	家計または企業		家計
貸出利子に対する VAT (銀行の output tax)		VAT = 1.5万円 (貸出先に転嫁)。	
預金利子に対する VAT (銀行の input tax)		仮想勘定 (franking account) 1単位当たりのリバースチャージ VAT = 0.007万円。	
税負担	VAT 負担はなし。	VAT 負担はなし。	預金利子 (7%) に対する VAT (0.7万円) を負担する。 銀行マージン (8%) に対する VAT を負担する (0.8万円)。 税額控除 (▲0.7万円、0.007×100万円)

(注) 前提は、元金100万円、預金金利7%、貸出金利15%、VAT 税率10%。
 (資料) みずほ総合研究所作成

う税額の減少分は、銀行が預金者に与える預金利子の低下という形で預金者によって負担される。こうした操作において、銀行の納税額は15%で変わらず、預金者と貸出先が負担する税額の割合のみが変化する。銀行の行動は x の値によって影響を受けないため、その値は各銀行がそれぞれの環境を反映して設定すればよいとされる。

以上が、修正リバースチャージ法の概要である。この課税の利点は、Zee (2005, 2006) によれば、キャッシュフロー税と同様に金融サービスに対する完全課税を実現する一方で、その運営コストが軽減される点である。この点を強調して、Zee (2005, 2006) は修正リバースチャージ法がキャッシュフロー税よりも優れていると主張している。一方で、修正リバースチャージ法の欠点は、預貸スプレッドがリスクプレミアムと銀行マージンに分解されず、リスクプレミアムが課税されてしまうことである。キャッシュフロー税では、事前的にはリスクプレミアムが課税されるものの、事後的なリスクは課税ベースの変動によって相殺されていた。修正リバースチャージにはこのような仕組みは存在しない。このため、リスクプレミアムに課税すべきではないとの立場からは、修正リバースチャージ法による金融サービス課税は過剰と判断されよう¹⁵⁾。

6. おわりに

以上のように、VATにおける金融サービス課税のあり方を検討してきたが、今のところ決定版と言える改革案は存在しない。本稿で行われた検討からは、金融サービスに対する完全課税を実現しつつ、運営コストを軽減する方法と

して、①企業向け金融サービスに対するゼロ税率と家計向け金融サービスに対するキャッシュフロー税の組み合わせ、または②修正リバースチャージ法が優れた方法と考えられる。ゼロ税率による減収懸念が生じるようであれば、経過措置として金融機関にRITCを適用する等の措置も考えられよう。これら方法は、概念的には優れていると考えられるため、執行上の問題点の検討や税収への影響試算の実施等が求められる。

しかし、この点で欧州の経験等からみて難しいのは、金融サービス課税に関する基礎データが不足しており、金融サービス課税改革が金融機関や税収に及ぼす影響が必ずしも明らかではないことである。金融サービスの非課税化による減収額や金融機関の仕入税額控除の不使用から生じる税額等に関するデータがなければ、改革後の姿を正確に描くことができない。これらのデータは金融機関の経営戦略の観点から公開が難しい場合があるが、税務当局は金融機関との協力の下で出来る限りのデータ収集を行うことが期待される。

日本の場合は、今のところ消費税率が現在5%と低く、そもそも金融サービスの非課税化の影響が強く認識されているとは言えない。しかし、将来日本でも消費税率が二桁を超え、金融サービスの非課税化の問題が今よりも大きくなることが予想される。このため、まずはVATの下での金融サービス非課税化の問題を把握し、それを改める方策の検討に入ることが肝要ではないかと思われる。諸外国の経験を踏まえた上で、金融サービス課税に対する将来を見据えた対応が求められる。

15) Zee (2006) は、金融機関がリスクを評価するにあたって実物資産の投入が必要となる可能性を指摘し、リスクプレミアムへの課税を完全に否定する立場から距離をおいて議論している。

【参考文献】

- 國枝繁樹 (2008)「金融サービスに対する消費課税のあり方について」(証券税制研究会『金融所得課税の基本問題』日本証券経済研究所)
- Auerbach, Alan and Roger Gordon (2002), "Taxation of Financial Services Under a VAT," *American Economic Review*, Papers and Proceedings, 92, pp. 411-16
- Australian Department of the Treasury (1999), *The Application of Goods and Services Tax to Financial Services*, Consultation Document, August
- Bird, Richard and Pierre-pascal Gendron (2007), *The VAT in Developing and Transitional Countries*, Cambridge University Press, New York
- Boadway, Robin and Michael Keen (2003), "Theoretical Perspectives on the Taxation of Capital Income and Financial Services," in P. Honohan (ed.), *Taxation of Financial Intermediation : Theory and Practice for Emerging Economies*, Oxford University Press, New York
- Diamond, Peter and James Mirrlees (1971), "Optimal Taxation and Public Production, I : Production Efficiency," *American Economic Review*, 61(1), pp. 8-27
- European Commission (1996), *Value Added Tax — A study of Methods of Taxing Financial and Insurance Services*
- (2006), *Economic Effects of the VAT Exemption for Financial and Insurance Services*
- (2007), *Commission Staff Working Document Accompanying document to the Proposal for a Council Directive amending Directive 2006/112/EC*
- Grubert, Harry and James Mackie (2000), "Must Financial Services be Taxed under a Consumption," *National Tax Journal*, 53(1), pp. 23-40
- Hoffman, Lorey, Satya Poddar, and John Whalley (1987), "Taxation of Banking Services Under Consumption Type, Destination Basis VAT," *National Tax Journal*, 40(4), pp. 547-54
- Huizinga, Harry (2002), "A European VAT on Financial Services," *Economic Policy*, 35, pp. 499-534
- IFS(Institute for Fiscal Studies) (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation : Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade*(ミード報告), London, Allen and Unwin
- Jack, William (2000), "The Treatment of Financial Services under a Broad-Based Consumption Tax," *National Tax Journal*, 53(4), pp. 841-51
- New Zealand Inland Revenue Department (2004), GST guidelines for working with the new zero-rating rules for financial services, October
- Poddar, Satya (2003), "Consumption Taxes : The Role of the Value-Added Tax," in P. Honohan (ed.), *Taxation of Financial Intermediation : Theory and Practice for Emerging Economies*, Oxford University Press, New York
- Poddar, Satya and Morley English (1997), "Taxation of Financial Services under a Value-Added Tax," *National Tax Journal*, 50(1), pp. 89-111

Sen, Amartya (1985), *Commodities and Capabilities*, Amsterdam, North-Holland (鈴木興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店、1988年)

Zee, Howell (2005), “A New Approach to Taxing Financial Intermediation Services Under a Value-Added Tax,” *National Tax Journal*, 53(1), pp. 77-92

——— (2006), “VAT Treatment of Financial Services : A Primer on Conceptual Issues and Country Practices,” *International Tax Review*, 34(10), pp. 458-74